

第 9 章 对象地域

第9章 対象地域

「横浜市環境影響評価条例」第 26 条第 1 項に規定される対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域）は、動物、植物、生態系、騒音、景観、地域社会の影響等を考慮し、環境影響を受けるおそれがある範囲として対象事業実施区域から約 200m 圏にかかる町丁の全域及び一部地域としました。

対象地域の町丁は、表 9-1 及び図 9-1 に示すとおりです。

表 9-1 対象地域

区名	町丁名	周知地域
旭区	上川井町	一部地域
瀬谷区	瀬谷町	全域
	中屋敷二丁目	全域
	中屋敷三丁目	全域
	相沢五丁目	全域
	相沢六丁目	全域
	相沢七丁目	全域

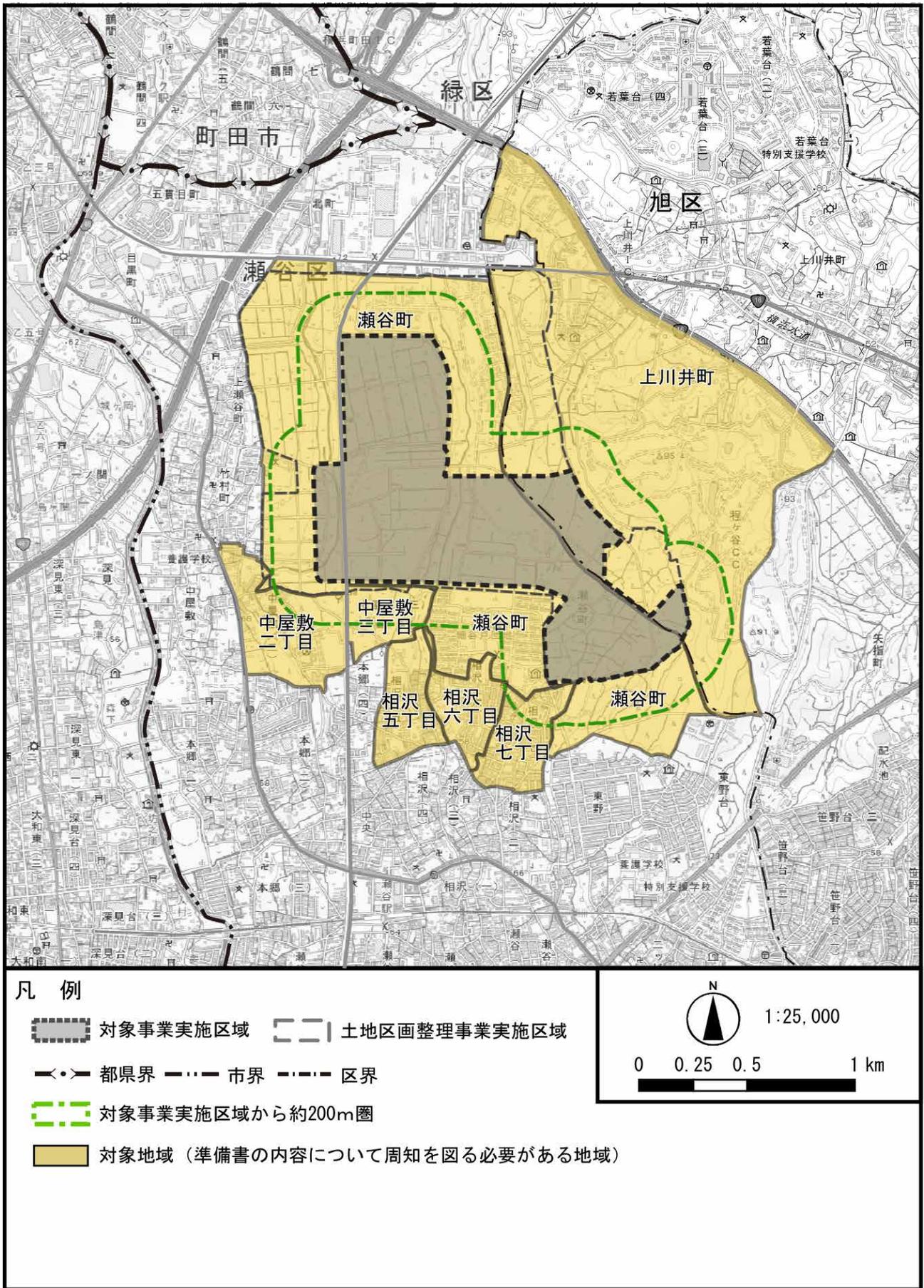


図 9-1 対象地域